

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 「上場有価証券の評価損に関する Q&A」について

2009年4月3日、国税庁から「上場有価証券の評価損に関する Q&A」が公表されました。これは、自民党国際金融危機対応 PT が 3 月末にまとめた金融証券市場への追加対策で「会計上減損処理を行った納税者が、税務上損金算入する場合には、その否認を原則として避けられるよう、判断基準を明確化すべきである」を受けたものです。

1. 背景（従来からの損金算入要件）

上場有価証券等の評価損が税法上損金として認められる要件は、つぎのとおりです。

損金算入の要件	上場有価証券等の事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね 50% 相当額を下回ること
	近い将来その価額の回復が見込まれないこと

上記の判定には明確な基準がなく、損金として処理しても税務上否認されるリスクがありました。そのため、会計上で評価損を計上しても、税務上は申告調整し、損金として処理しないという実務が行われてきました。

2. 今回の Q&A で明確化された点

Q&A の公表により、つぎのような場合に損金算入できることが明らかになりました。

回復可能性の判断基準として認められる場合	過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される場合
	専門性を有する客観的な第三者の見解がある場合
	監査法人によるチェックを受け、継続的に使用することを前提として、一定の形式基準を策定する場合

は、必ずしも、過去 2 年間にわたり株価が 50% 程度以上下落している場合等に限らず、会社が合理的な判断基準を示す限り、当局もそれを尊重するという趣旨です。

には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示される場合等が該当します。

について、繰延税金資産を含む財務諸表の監査を受けている場合には、損金算入の基準に対するチェックを受けたものと同様に取り扱うことができる旨が記載されています。

お見逃しなく！

1. この Q&A は損金算入要件の改定ではなく、法人税基本通達の考え方を具体化、明確化したものであるため、適用時期等が定められている訳ではありません。
2. 過去に有税で減損処理した評価損否認金についても、その後の事業年度で税務上評価損を計上できる状況になった場合は、その事業年度で損金算入（＝申告調整）することが認められます。
3. 2009 年 3 月期には上記の判断基準や形式基準を新設せず、他社動向の様子見のため、とりあえず有税で評価損を計上する方針の会社もあります。